

2025年5月20日

芦現労発65-14号

芦屋市長 高島 峻 輔 様

芦屋市現業労働
執行委員長 吉田



2025年夏季一時金等に関する要求書

貴職におかれましては、日頃より本市の発展および市民と職員の生活を守るために尽力されていることに心から敬意を表します。

私たち、芦屋市現業労働組合は地方自治体職員として市民の暮らしを守ることを大きな使命とし、それを実現できる組織体制及び制度の確立を目指し、日々精一杯取り組んでいます。

さて、現在の物価高騰について総務省が4月18日発表した3月の消費者物価指数は、前年同月と比べて3.2%上昇しました。2月の3.0%を上回り、2カ月ぶりに伸びが拡大しました。電気・都市ガス代の上昇は鈍化したものの、コメなど食料高が続いています。3%台の上昇率は4カ月連続で、上昇は43カ月連続となりました。

厚生労働省は2月5日、2024年の毎月勤労統計調査を発表しました。労働者1人あたりの平均賃金を示す現金給与総額（名目賃金）に物価変動を反映した実質賃金は前年比0.2%減で、3年連続のマイナスとなりましたが、マイナス幅は23年（2.5%）から改善しました。これは24年のベースアップや一時金等の増加により改善となっていますが、依然として物価の上昇分には追いついていないことが明らかとなっています。

こうした中、多様化する市民のニーズに応え、住民本位の地方自治体を確立するため、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るとともに、賃金や組織体制の在り方を含め、より良い組織の運営と労働条件の改善を図るため、次のとおり要求を取りまとめましたので、誠意ある回答を求めます。

1 賃金制度等の改善について

- (1) 組合員の生活実態を考慮し、給与改善を行うこと。
- (2) 一時金について、昨年の支給月数を超える改善をはかること。
- (3) 一時金について、役職加算の改善を行うこと。
- (4) 技能長への昇任・昇格は、令和5年3月15日に合意した内容を遵守すること。
- (5) 退職手当の調整額の改善を行うこと。
- (6) 昇格時号給対応表の改善を行うこと。
- (7) 再任用制度の改善を行うこと。
- (8) 技能労務職については65歳まで10割の給与を支給すること。
- (9) 特殊勤務手当の改善を行うこと。

2 労働環境等の改善について

- (1) 職員の勤務体制の変更、勤務時間や休暇、手当の変更など、労働条件に関わる変更については住民サービスへの影響を考慮し、関係職場の理解に努め、組合との協議、合意のうえで行うこと。
- (2) 法改正によって生じた資格の取得に係る費用についての措置を講じること。
- (3) 給与明細等個人情報については、電子化を行うこと。
- (4) 育児休業中の職員の代替は、芦屋市職員定数条例の改正も踏まえ、会計年度任用職員ではなく正規職員で行うこと。
- (5) あらゆるハラスメントに対して構築した防止策を実効性あるものとする。

3 高齢期雇用について

- (1) 高齢期雇用については、制度運用の実態を十分に把握し、改善を行うこと。
- (2) 高齢期の職員がさらなる活躍ができるよう多様な働き方の検討を進めること。

4 会計年度任用職員について

- (1) 会計年度任用職員の配置については、職場の実態に応じてフルタイム会計年度任用職員を配置すること。

5 組織活性化について

- (1) 職員の採用について、年代毎に偏りが出ないように計画的に行うこと。また、応募が少ない職種については再度募集方法や試験方法等の見直しを図ること。